茨城青年司法書士協議会　事例報告

成年後見業務

～破産と居住用不動産（賃貸借）の処分を中心に～

　　　　　　　　　　　　報告者　田中麻衣子

（以下内容は実話から一部変更しています。）

本人にまつわる情報

・被後見人　７０代　男性

・アルツハイマー認知症と統合失調症の症状で一人暮らしが難しくなり施設入所

・婚姻歴なし、推定相続人なし

・遠い親族が金銭管理をしていたが、その親族から今後の金銭管理を第三者に頼みたいと希望があり、市長申立に至った。

・生活保護受給中

・申立書には本人の負債として施設利用料の滞納金と生活扶助費等返還金の記載あり。

本人入所施設への訪問から後見業務をスタートした。

本人の課題

**１．親族への対応**

⇒本人の預金を無断で引き出し？

**２．債務整理**

（１）債務の内容

①滞納した施設利用料

②生活保護法６３条に基づく費用債権（※後述）

③滞納した借家家賃

⇒合計で約２００万円

（２）債務整理の方針

破産の要件　　支払不能（債務につき弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態）

⇒破産してもデメリットはないはずだが…

（参考）障害者加算を過支給したとしてなされた返還処分が取り消された事例

（東京地裁平成３１年４月１７日判決）

（３）誰が破産申立を行うか

⇒後見人？　誰かに依頼？

（４）本件特有の添付書類

⇒本人預金を無断で引き出した可能性ある親族へあてた内容証明郵便写し

**※生活保護法６３条に基づく費用債権**

「資力」がありながら保護を受けたときに、その資力に応じて、支給した保護費を上限として当該保護費相当額の返還を求めることができる。

（比較）生活保護法７８条の徴収

不正に保護費等の支給を受けたもの、あるいは他人に支給を受けさせた者に対し、保護費相当額に４０％を上乗せして徴収できる。

平成３０年１０月１日の生活保護法改正により、６３条返還については、

平成３０年１０月１日より前に支給された保護費

⇒破産法上の免責債権となる。

平成３０年１０月１日以後に支給された保護費

⇒保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収する旨決定した場合は非免責債権となり、免責許可が確定しても支払義務は残る。

参考条文

**生活保護法**

第６３条　被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第７７条の２　急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

**２**　前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

経過措置

附則（平成三〇年六月八日法律第四四号）　抄

（費用の徴収に関する経過措置）

第四条　第三条改正後生活保護法第七十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護に要する費用に係る徴収金の徴収について適用する。

**破産法**

（免責許可の決定の効力等）

第二百五十三条　免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

**一**　租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）

（以下省略）

**３　借家の処分**

借家は本人の住民票上の住所。本人は家に戻れる見込みはないため居住用不動産処分の許可を得て、賃貸借契約を解除する必要がある。

（借家に関する情報）

・本人の親の代から口約束で借りており、賃貸借契約書はない。本人は幼少の頃から居住。

・貸主A（本人が元気なころに家賃を支払っていた人）は既に死亡。その子供（B）に連絡をとることができた。

・土地は亡Aの叔父（C）にあたる人の名義で、建物は未登記。（固定資産の納税通知の宛名はA様（C分）　と記載されていた。）

・Bの話によると、Cには子供がなく、AがCの面倒をみており不動産の管理も長年Aが一任されていたとの事であった。相続人は多数にのぼり、遺産分割協議は未了である。

⇒誰に対し賃貸借契約解除をすれば良いのか。

**４　後日談**

（債務）

５月上旬に破産申立　　７月中旬免責許可決定・８月中旬に免責確定

⇒平成３０年１０月１日以降に支給された保護費の生活保護法６３条に基づく費用債権は免責されないため支払うこととなった。

（借家）

２月上旬に居住用不動産処分についての許可申立を行い、４月上旬に許可決定がなされた。

⇒賃貸借契約は合意解除し、貸主の希望により、本人が備え付けた大型の動産は本人負担で撤去したうえ退去した。

（親族）

しばらく連絡をとらずにいたが…